

令和6年7月泉南市農業委員会定例会

令和6年7月5日 午後1時30分

市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
池上 安夫	森谷 豊	南 直樹
立道 智恵		

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	向井 彰一
戎野 繁	太佐 博	

・欠席委員

(農業委員)

伊藤 喜久	上野 寛治	湊 聡美
-------	-------	------

(推進委員)

西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和6年7月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日は事務局長が他の公務の為、欠席となります。本日の委員の出席の状況ですが、上野職務代理、伊藤委員、湊委員より欠席の届出が出ております。出席委員については13名中10名で過半数以上出席しておりますので、当会議は有効に成立いたします。推進委員については、西浦委員からは連絡が来ておりません。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくお願ひします。

会 長 大変、暑い中、泉南市農業委員会7月定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。これからの農作業では水分補給を忘れず行ってください。よろしくお願ひいたします。

会 長

さて、ご承知のとおり「食料・農業・農村基本法」が改正されました。その運用に関わる個別法が制定又は改正されております。

まず、「食料供給困難事態対策法案」という法律が制定されております。米、小麦、大豆等の重要食料、いわゆる特定食料が大幅に不足する事態への対応の為、政府から生産促進の要請や、計画作成や変更の届出が指示できる。つまり、政府が小麦を作りなさいと言えば、生産しなければならないという事です。これに応じた場合には、事業者に対して、補助をする反面、計画の届出や指示に従わない場合には罰則規定を設けるとなっております。

また、「改正農振法」では確保すべき農用地の面積目標の達成の為に、農用地からの除外に関しては、各都道府県の面積目標に支障の無いようにしなければならない。例えばどこかを除外するならば、他に農用地を指定しなさいという事です。或いは、同市内で指定できない場合には、府が他市と話し合いをして、面積を減らさないようにしなければならないとなっております。

「改正農地法」では農地取得許可要件に、農作業従事者の配置を指定しなければならない。要は、農地を取得した場合、誰が耕作するのかを指定しなさいという事です。定期的な報告義務が追加されています。転用に関しては定期的なチェックや、違反転用によって原状回復等の命令に従わない場合は公表できるとなっております。

他にも「改正農業経営基盤強化促進法」や「スマート農業技術活用促進法」等が制定されております。いずれも1年以内には施行される予定です。

ご承知のとおり、我が国での食料自給率は約40%弱と言われております。作物を作る為の肥料や農薬等は、ほぼ100%輸入に頼っております。肥料や農薬等が無ければ食料自給率は一気に10%程度位まで下がってしまうと言われております。そういった現状でございます。ロシアのウクライナ進行以降、食料安保が大きくクローズアップされました。中国では南東部では4月位から水害があちこちで起こっており、北西部では干ばつが続いています。中国の農業は大変な事態となっております。中国政府は14億人の食料確保の為に、いち早く世界中から食料確保に努めています。真嘘は定かではありませんが、2年分の食料を保管しているという話もあります。結局、日本は中国に買い負けしている現状で、国内で何とか自給していききたい、それが今回の法律の改正、制定の趣旨であろうかと思えます。

今後、益々きびしくなるのですが、我々は遊休地の解消、利用集積の

会 長 推進、および地域計画の策定といった事で、将来の備えをしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は議案が3件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、1番 山下委員、2番 岩本委員にお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和6年議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第18号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により山下委員に退席していただきます。

山下委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。

令和6年議案第18号4件について朗読する。議案第18号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1については、本日地区担当委員が欠席でございますので、同地区在住の〇〇委員よりお願いします。

〇 〇 委 員 昨日、確認に行ったのですが、水稻を植えていました。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2とNo. 3につきましては、〇〇委員よりお願いします。

〇〇委員 ご報告いたします。N o. 2は全て耕した後で、綺麗な状態でしたので何も問題ないと思います。N o. 3は夏野菜が植わった状態で、草も管理されていますので問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、N o. 4の①番から④番、⑥番を、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 ①番はビニールハウスよりも、もう少し頑丈なハウスが建っていました。②、④、⑥番は米を作付けしていました。③番に関しては線路の関係で残っている土地で、⑤番も場所が不明な土地でした。⑤番はおそらく④番の右側の線路の際にあるのではないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。⑤番の所在地につきましては市役所税務課と法務局でも確認をしたのですが、不明といった珍しいケースでした。譲渡人、譲受人、双方とも場所を把握しておらない為、この機に登記の削除手続きを指導したいと思っております。
最後に⑦番について〇〇委員お願いします。

〇〇委員 先日、事務局と確認に行ってきました。問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございました。議案第18号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

N o. 1番の間柄ですが、譲渡人がおば、譲受人がおいの関係で、生前贈与の所有権移転となっています。譲受人は45歳の若手農業者で、父親名義の農地もまだまだありますので、今後も頑張っていただきたいと思います。

N o. 2の申請の経緯については、譲渡人の親戚が去る5月に〇〇さんに農地を譲渡したので、同様に自分の農地も譲りたいと〇〇さんに相談したところ、ふたつ返事で話がまとまり、3条申請となりました。

N o. 3については地図をご覧ください。当該地の左側が譲受人の自宅であり、何十年も前から譲受人の親が小作をしていました。当該地を相続した譲渡人は農業には全く興味が無く、これまでの小作権を解除し、所有権移転となりました。お互いに喜んでいます。なお、譲渡人は親から相続された田をまだ何筆も所有しており、今後もどなたかに譲渡したいということであり、〇〇地区の地域計画の案件にあげさせていただきたいと思います。

事務局 最後にN o. 4の申請の経緯についてですが、譲渡人が姉、譲受人が弟の兄弟の間柄です。譲受人が研究所会社を経営している関係上、個人で無く、会社名義で登記したいという事でしたので、法人で所有するならば、最低一年間の農業の実績をつくってからにしてもらいたいと伝えておりました。昨年は〇〇地区の農地で姉や社員と一緒に丹波の黒豆の植え付けをしましたが、猛暑の上に生憎の干ばつで、ほとんど枯れてしまったと嘆いておりましたが、レポートや写真の提出もあり、一年間の実績を積んだという事で今回の申請となりました。今年は、きく芋を植えてリベンジしたいと意欲的であり、将来、農業生産法人を目指して頑張るとの事です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 N o. 1から3については問題ないと思いますが、N o. 4について質問ございませんか。

〇〇委員 どういった業種の会社ですか。

事務局 産業資材等の会社です。譲受人は大学の教授で、大学内に研究所が有るそうです。

会長 研究者の集まりの会社だそうです。

〇〇委員 先ほど場所が不明と仰っていましたが、おそらく、線路が通った時の分筆でこうなったのだと思いますが、受付の段階で場所が把握できなかった場合は議案からはずす事もできたのでは。

事務局 場所は不明なのですが、登記上存在しますので、売買しなければ、そのまま残ってしまうと思い、所有権移転を済ませ、その際に整理した方が良いかと考えました。

会長 こんな事はたまにあるのですか。

事務局 珍しいケースです。相続の際にも場所が不明であることに気づいてい

事 務 局 なかったようです。

〇 〇 委 員 線路の脇に水源が通っています。明確な水路ではないのですが、湧き水のような整備されていない水路があって、田んぼがため池のような状態になっているんです。おそらくそこがこの地番にあたるのかなと思うのですが。

〇 〇 委 員 場所が不明なのに議案にのせるというのはどうかなと。

会 長 登記上存在するのであれば、のせるしかないのでは。

事 務 局 今回は所有権移転してから、削除手続きと考えました。

〇 〇 委 員 登記はあるけども、実態がないという事であれば抹消になるかと思えます。なくなるという事ではなく、登記の対象が存在しませんという事です。

会 長 公図にのっていないのですか。

事 務 局 のっていないんです。

〇 〇 委 員 旧公図には必ずあるはずです。

〇 〇 委 員 旧公図でも確認できなければ、抹消というケースもありえます。それはもちろんきっちり調べてですが。

〇 〇 委 員 場所が特定できないものに関して案件に上げるかどうかは決めておかないといけないと思います。

会 長 今後の課題ですね。こういった場合はどうするのかという方向性は決めておいてください。

会 長 譲渡人、譲受人の関係についてはご存じですか。

〇 〇 委 員 譲受人の弟が亡くなって、姉妹2人が相続されました。〇〇さんが相続された土地は以前申請がありましたように、すでに建売が建っていま

- 〇〇委員 す。譲受人は義理の弟にあたるかと思います。
- 事務局 譲受人は一年以上前に法人で譲り受けたいと相談にこられていたのですが、一年は実績を積まないと受付できないという事だったようです。
- 会 長 住所の場所には事務所があるんですか。
- 事務局 はい。大きな会社があります。
- 〇〇委員 譲受人の弟さんが亡くなる前１０年ほどは病気の為にほとんど作付けしておらず、②、④、⑥番は知り合いの方が作付けしていたような状態でした。
- 会 長 放っておいたら遊休地になってしまう農地だったという事です。
- 〇〇委員 今期は譲受人とは違う方が耕作していますが、所有権移転が完了すれば、譲受人が耕作されると思いますので、今後は注視していきたいと思っています。
- 会 長 そうですね。
- 事務局 〇〇地区の農地がメインでキク芋を作っていくとの事ですので、地区農業員さんには見守っていただけたらと思います。
- 〇〇委員 先日、２、３人で、トラクターで耕していました。
- 会 長 それぞれの担当委員さんは、今後３年程はよくみておいてください。また、No. ４については、所在不明地について今後の事務局の対応を決めていただくという事を条件とします。
- 会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第１８号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 18 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和 6 年議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和 6 年議案第 19 号 2 件について朗読する。議案第 19 号につきまして、事務局の方から説明させていただきます。

 No. 1 につきましては、昨年も同時期に転用申請がありましたが、被設定人は、阪和自動車道橋梁耐震補強工事等を行っている法人であり、工事請負期間中、申請地を賃貸借し、露天駐車場として整備し、一時転用するもので、駐車台数については、作業員専用の 5 台を確保し、施工は砕石仕上げとなっています。

 続きまして No. 2 につきましては、昨年子どもが生まれたのを機に、設定人である父から申請地を借り受け、農家住宅を建築するものです。被設定人につきましては〇〇さんの甥子さんであり、〇〇地区の若手農家の一人として、〇〇さん同様に頑張って頂きたいと思います。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 1 につきまして、153㎡で駐車台数が 5 台という事ですが、駐車台数の割に広いですが、5 台以外にも出入りする車があるという事でしょうか。2 年後には農地に戻してくれるんですね。

事 務 局 はい、そうです。

会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
 それでは質疑がないようですので、議案第 19 号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 19 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和 6 年議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 20 号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第 13 条の議事参与の制限により小井主幹に退席していただきます。

小井主幹退席

事 務 局 議案それでは、議案書を朗読させていただきます。
令和 6 年議案第 20 号 5 件について朗読する。議案第 20 号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。
No. 1 につきましては、〇〇内の再設定ですので、事務局より報告させていただきます。被設定人を簡単に紹介させていただきます。平成 16 年より現地で有機栽培による独自技術を生かし、ベビーリーフ等のサラダ野菜を栽培し、平成 21 年には「なにわ農業賞」を受賞されるなど、〇〇内では最大の農業生産法人として活躍されています。地図でいいますと、今回の設定地の上の農地 7,140㎡を所有されており、合計しますと経営面積は 9,000㎡ほどです。

続きまして、No. 2 と No. 3 は、〇〇委員よろしくをお願いします。

〇 〇 委 員 現地確認に行ってきました。何ら問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 4 は担当委員が欠席ですので事務局より報告させていただきます。現在は遊休化となっております

事務局 した。続きまして、N o. 5についても、担当委員が欠席でございますので、同地区の〇〇委員よりお願いします。

〇〇委員 昨日、現地確認に行ってきました。貸し手はまだ若いのですが、長距離トラックの運転手をしており、ほとんど休みが無く、農地は全部ほったらかしの状態でした。農地を借りていただけるのは非常にありがたい事です。現在は1.5m程の草が生えている状況です。借り手は農業塾の方ですので、皆さんで協力してやってもらえたらと思いますので、問題ないかと思います。

事務局 ありがとうございます。議案第20号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

N o. 1につきましては、先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

N o. 2、3の借り手は、創業150年の老舗の種苗会社で、同封しております資料にも記載していますが、5年前から〇〇地区の農地を借りて試験農場として玉ねぎの品種の育種、採種を行っており、今回のこの3筆が試験農場として追加されるという事です。新たな玉ねぎを開発していただけたらと思います。

N o. 4につきましては、貸し手はご主人が亡くなり、ご高齢のため、遊休農地になってしまう前にと隣地を所有している借り手に貸借し、遊休化を防いでいただいたという事です。借り手のご配慮に感謝したいと思います。

最後にN o. 5ですが、借り手は去る5月に農業塾を修了した26歳の若手就農者です。3筆を貸借し、塾で学んだノウハウを活かして軟弱野菜を栽培したいとの事です。農業塾OB就農者の一人として期待したいと思います。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 N o. 2、3の借り手についてですが、この地区で遊休地があれば借りていただければありがたいですね。

事務局 まだまだ借りたいというのであれば。是非ともお願いしたいです。

会 長 他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第 20 号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 20 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和 6 年報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和 6 年報告第 11 号 2 件について朗読する。報告第 11 号について事務局から補足説明をさせていただきます。

No. 1 については、今すぐに開発する予定は無いそうです。計画では将来、周囲の農地を取得して、そのタイミングで分譲住宅を開発する予定だそうです。No. 2 については、約 1 年かけて分譲住宅 10 戸を建築する予定です。駅から徒歩 10 分圏内ですので、立地条件は良いかと思います。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 2 の譲受人は初めての方ですね。定款もつけていただいていますので問題はなかと思いますが。譲渡人については以前から案件にあがっていますね。

〇〇委員 農業はもう引退していて、出来るだけ子供に農地を残さないように処分していて、まだ 2 筆ほど農地があります。

事務局 別件なのですが、N o . 2 の届出地の向いに2反程の農地があるのですが、昨年までは耕作していましたが、だれか作ってくれる方いませんかと相談されています。どなたかいらっしゃいませんか？生産緑地で2反とかなり広いのですが。

会 長 そういった情報があれば、出来るだけこういった場で言ってください。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第11号を終了します。

会 長 続きまして、令和6年報告第12号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和6年報告第12号5件について朗読する。報告第12号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

N o . 1 について、〇〇委員と現地確認を行いました。水稻を行っていましたので問題ありません。

N o . 2 と N o . 3 についても〇〇委員と現地確認を行いました。当該農地は、姉妹が所有しており、妹が農地管理を行っております。どちらも下草を刈り、果樹を植え、一部、自家野菜の栽培を行っていましたが問題ありません。

N o . 4 について、〇〇委員と現地確認を行いました。3筆とも耕し、植付け準備を行っており問題ありません。

N o . 5 について、〇〇委員と現地確認を行いました。①番から③番については、自家野菜、④番と⑤番につきましては果樹の栽培を行ってりましたので問題ありません。以上

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 N o . 5 については、農用地ですが、農地はこちらの道からあちらの道までつながっているんですか。

〇〇委員 つながってはいないです。①、②番は貸農園のような感じです。

会 長 みなさん耕作しているようですね。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第12号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

事 務 局 報告させていただきます。

先月の定例会で営農型太陽光発電の一時転用の議案についてご承認していただいたところですが、3名の農業会議職員が現地視察に訪れました。彼らの見解では営農型の作付けにはまだまだ生産量の不足や耕作状況が乏しいとの理由から、許可は難しいであろうとの事で、審議会への諮問は再び取り下げとなりました。

許可が下りていない期間は例え0.33㎡であっても違反転用となるため、このままであれば、事務局としても撤去通告しなければならず、太陽光発電の営農型でサカキを栽培し実績のある業者にお知恵をいただき、現在再申請できるように指導しているところです。

会 長 粘り強く指導していただいて、ある段階で、いつまでにやりなさいと期限を決め、ダメなら最終手段にもっていくしかないかなとは思います。

事 務 局 農業会議の方もサカキの植える時期が涼しい時期であることを考慮し、少し待っていています。今、サカキを植えても暑さで枯れてしまいますので。

会 長 今後、もし営農型太陽光パネルの話があれば慎重にしなければなりません。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして7月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、8月7日（水）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時45分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年7月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____